

福祉施策審議会委員の市民等代表 5 名を募集します

《流山市福祉施策審議会委員公募要領》

市では、市が定める福祉に関する主要な施策に関する事項について必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議する附属機関として流山市福祉施策審議会を設置しています。

審議会は、福祉サービスの提供を受ける者を代表するもの（2 人）、福祉サービスを提供する者（2 人）、流山市社会福祉協議会を代表する者（1 人）、民生委員（児童委員）（1 人）、医師会を代表する者（1 人）、歯科医師会を代表する者（1 人）、学識経験を有する者（1 人）、関係行政機関の職員（1 人）、市民等（5 人）の 15 人から構成されます。

このうち、「市民等」について、広く市民などの皆様のご意見をいただくため募集するものです。

また、市では審議会などの女性委員の割合を 5 割とすることを目標としています。女性の積極的な応募をお待ちしています。

1 公募委員数

市民等 5 名

2 応募の方法等

（1）応募者の資格（次のいずれにも該当すること）

- ア 市内に在住、在勤又は在学する者
- イ 募集締切日の時点で、年齢が満 18 歳以上の者
- ウ 市の福祉施策に関心があり、積極的に関与する意思のある者
- エ 市の他の審議会等の委員である者は、兼職の件数が 3 件を超えない者
- オ 市の議員又は職員でない者

（2）応募期間

令和 7 年 11 月 4 日（火）から令和 7 年 12 月 3 日（水）まで（必着）

（3）応募方法

市民等委員応募申込書又は任意の様式に、次に掲げる事項を記載し、流山市役所福祉政策課へ郵送、メール又は持参してください。

- ア 住所
- イ 氏名（ふりがな）
- ウ 生年月日及び年齢
- エ 性別
- オ 職業
- カ 経歴
- キ 電話番号

- ク 市内に就労又は就学している者は、会社名や学校名と電話番号
- ケ 市の他の審議会等の委員である者にあつては、その審議会等の名称及び任期
- コ 小論文「応募理由と福祉に関する意見」（８００字以内）

3 選考方法及び日程

(1) 1次審査 応募書類と小論文についての書類選考

令和7年12月中に応募者全員に結果を通知します。1次審査合格者には、2次審査の時間をお知らせします。

(2) 2次審査 1次審査に合格された方を対象として、選考委員会による面接選考（10分程度）

令和8年1月20日（火） 午後1時30分～午後5時

※ 1次審査及び2次審査の結果を総合的に考慮し合議により決定します。

(3) 結果通知 令和8年2月上旬予定

4 報酬

日額7,200円

（流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例による。）

5 任期及び審議会開催回数

(1) 委嘱期間 委嘱日から2年間（令和8年5月に委嘱予定）

(2) 審議会は年8回程度、平日の日中に開催します。

6 その他

(1) 選考の結果については、文書により通知します。

(2) 提出された応募申込書は返却しません。

(3) 応募に要する通信費等の経費は、全て自己負担とします。

【応募及び問い合わせ】

〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所健康福祉部福祉政策課（市役所第2庁舎1階）

電 話 04-7196-6605（直通）

Eメール hokenfukushi@city.nagareyama.chiba.jp

※窓口での受付は応募期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までです。